

■ 国民健康保険税率と賦課限度額の推移

国民健康保険税の税率は、福島県から示される国民健康保険事業費納付金に基づき、毎年度見直しを行っております。加入者一人ひとりの前年中の総所得金額等に応じて「医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分」の3つの区分ごとに金額を算出し、世帯で合算したうえで、世帯主に対して課税されます。なお、本村では、被保険者の負担軽減のため、基金を活用しながら、令和4年度以降は税率を引き上げず据え置いています。

※所得及び被保険者数に応じて軽減割合が適用される場合があります。詳細はお問い合わせください。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
医療給付費分	所得割	9.05%	7.90%	7.90%	7.90%	7.90%
	均等割	27,600円	28,500円	28,500円	28,500円	28,500円
	平等割	20,000円	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円
後期高齢者支援金分	所得割	3.45%	2.90%	2.90%	2.90%	2.90%
	均等割	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	平等割	7,200円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
介護納付金分(40~64歳)	所得割	4.55%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%
	均等割	15,600円	10,500円	10,500円	10,500円	10,500円
	平等割	7,600円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円
賦課限度額	合計	990,000円	1,020,000円	1,040,000円	1,060,000円	1,090,000円

■ 今後の見込み（上位所得層と帰還困難区域を除く）

19の行政区 平成29年 避難指示解除		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	税金、保険料	減免	1/2課税	通常課税	通常課税
窓口負担	免除	免除	免除	通常負担	

長泥行政区 令和5年 避難指示解除		~令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
	税金、保険料	減免	1/2課税	通常課税	通常課税
窓口負担	免除	免除	免除	通常負担	

※後期高齢者医療保険・介護保険も同様の取り扱いになります。

■ 納付方法について

飯館村では、税金や料金のお支払いに便利で確実な**口座振替を推進**しています。この機会に、ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

また、口座振替でのお支払いの他に、金融機関やコンビニエンスストア、役場窓口でのお支払い、スマートフォンのアプリを利用してお支払い方法があります。

■ 令和11年度に保険税率を統一化

現在は自治体ごとに保険税を算定し負担していますが、将来的に安定的な国保運営を実現するためには、県全体で支え合う仕組みにすることが必要です。そのため、**福島県では令和11年度の課税から、県内の国保税率を統一化する方針**です。

みんなで支え合う 国民健康保険

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者の皆さんがお金を出し合い、医療費の補助などに充てる支え合いの制度です。

東日本大震災に伴う原発事故の被災世帯は、震災以降、国の特例措置により国民健康保険税の減免や医療費の窓口負担免除が続いてきました。

国では、避難指示解除後10年程度で特例措置を見直すとしており、飯館村など平成29年に避難指示が解除された区域は、**令和8年度から課税再開となる予定です。**

問 住民課住民係 ☎0244-42-1619 問 住民課税務係 ☎0244-42-1615

特例措置に関する国の方針 — 国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 —

- 被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除後10年程度で特例措置を見直す。
- 急激な負担増にならないよう、複数年かけて段階的に見直す。
(1) 保険税1/2減免⇒(2) 保険税特例終了⇒(3) 窓口負担(利用者負担)特例終了
※被災世帯でも、上位所得層は減免対象外。

■ 被保険者数と1人当たりの医療費の推移

本村における国民健康保険の被保険者数(加入者)及び世帯数は、**人口減少や後期高齢者医療への移行等により年々減少**していますが、保険者の高齢化や医療の高度化等により医療費全体の金額が下がらないことで、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

〈被保険者数と1人当たりの医療費の推移〉

